

● 1 配管

(1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号ニの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、次表のもの及び日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆

規格番号	名称	記号	備考
JIS G3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	SGPW	白管
JIS G3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	白管 黒管
JIS G3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	白管 Sch40
JIS G3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS-TPD	
JIS G3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP	
WSP 041	消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管（地中埋設用）	SGP-VS	白管 Sch40
		STPG-VS	
WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管（地中埋設用）	SGP-PS	白管 Sch40
		STPG-PS	

◇表平成 24 年 1 月 1 日改訂

(2) 使用圧力が 1.6MPa 以上となる部分に設ける配管は、JIS G3454 (Sch40) に適合するもの又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものを使用すること。

● 2 管継手類

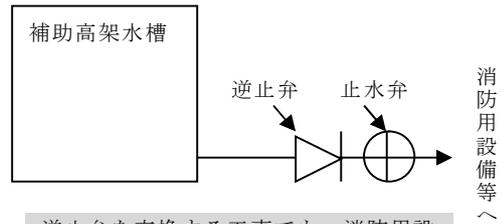
(1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号ホの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆
 (2) 加圧送水装置周辺以外に用いる可とう管継手も日本消防設備安全センターの認定品とすること。

● 3 弁類

(1) 規則第 12 条第 1 項第 6 号トの「これらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの」とは、次表のもの及び日本消防設備安全センターの認定品又は性能評定品をいう。 ☆

規格番号	名称	弁の種類
JIS B2011	青銅弁	ねじ込み仕切弁 ねじ込みスイング 逆止弁
JIS B2031	ねずみ铸铁弁	フランジ形外ねじ 込み仕切弁
JIS B2071	铸鋼フランジ弁	フランジ形スイング 逆止弁

(2) 止水弁、逆止弁を連続して設置する場合は、保守等の際に消防用設備等の機能に与える影響が少なくなる配置とすること。



◇(2)平成 26 年 1 月 1 日追加

● 4 配管内の充水

(1) 消火設備に使用する配管内は、一部を除いて速やかな放水、腐食の防止及び放水時の安全のため、補助高架水槽又は充水用の補助ポンプにより充水しておくこと。ただし、屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備のうち補助高架水槽の設置場所の確保又は設置後の補助高架水槽の点検が著しく困難であって、送水対象が 2 階層以内で、かつ、それぞれの放水箇所において、ポンプの起動から 30 秒以内に放水できる場合は、この限りでない。 ☆

◇括弧書き平成 24 年 1 月 1 日削除

◇●4(1)平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

(2) 補助高架水槽により充水する場合は、次によること。

ア 有効水量は、2号消火栓は、0.3 立方m以上、その他にあつては 0.5 立方m以上とすること。

イ 前号に係らず、呼び径 25A以上の配管で自動給水できるものは、0.2 立方m以上とすることができる。

ウ 加圧送水装置を兼用する場合は、そのうちの最大規定水量以上とすること。

エ 主管へ接続する配管は、1号消火栓：40A、2号消火栓：25A、屋外消火栓：50A以上とし、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

オ 補助高架水槽は、鋼板製とすること。ただし、◇加圧送水装置●1「火災による被害の少ない箇所」及び規則第 12 条第 1 項第 4 号イ(2)による場合はこの限りでない。

(3) 補助加圧ポンプにより充水する場合は、次によること

ア 補助加圧ポンプの水源は、呼水槽と兼用せず、自動給水できるものであること。

イ 補助加圧ポンプの吐出配管は、加圧送水装置直近の止水弁の二次側配管とし、その接続配管には、止水弁と逆止弁を設けること。

ウ 加圧送水装置の起動圧力より 0.05MPa 以上高い圧力で起動し、設定停止圧力で自動的に停止すること。

エ スプリンクラー設備、泡消火設備等に設けるものは、流水検知装置を作動させることのない容量（概ね 20L/min 以下）とすること。 ☆

オ その他設置する消火設備の機能に支障をきたさないこと。

● 5 配管方法

(1) 屋外、湿気の多い場所の配管には、錆止め塗装等の防食措置をすること。 ☆

(2) 凍結のおそれのある場所の配管には、保温材、ヒーター等により凍結防止措置をすること。 ☆

(3) 建物導入部の配管で、不等沈下のおそれのある場合には、変位量に対応できる措置をすること。

(4) 洞道、ピットへの敷設を除き、原則として地中

◇ 配管

に埋設しないこと。やむを得ず埋設するときは、後記●6「配管の防食措置」により埋設する外、次によること。

ア 配管の埋め戻しは、粒度が均一な山砂等を用いること。☆

イ 地下水位よりも高い位置に敷設すること。☆

ウ 管の地中埋設深さは、車両通行道路では管の上端から 600mm 以上、それ以外は 300mm 以上とすること。☆

●6 配管の防食措置

やむを得ず配管を地中に埋設する場合は、次のいずれかによる防食措置をすること。

(1) 塗覆装等による外面保護措置は、次のいずれかによるもの又は同等以上のものによること。

ア 外面被覆鋼管を使用し、当該管の仕様に定められた工法により施工するもの ☆

イ 「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示（平成 2 年自治省告示第 204 号）」第 3 条又は第 3 条の 2 の例による塗覆装若しくはコーティング、又はこれらと同等以上の防食効果のある材料、方法によるもの ☆

(2) 電氣的防食措置を講ずる場合は次によること。

ア リード線が外部からの損傷のおそれのある場合は、鋼管等で保護すること。☆

イ 電位測定端子を概ね 200m 毎に設けること。☆

ウ 過防食とならないよう留意すること。☆

◆ 通知

○ 消火設備用配管と飲料水用配管の切り離しに伴う指導について

◇平成 28 年 4 月 1 日削除

■ Q & A

（連結散水設備及び連結送水管の配管について）☆

消防用設備等に係る執務資料の送付について（令和 2 年 1 月 17 日消防予第 14 号）

Q 連結散水設備及び連結送水管の配管については、規則第 30 条の 3 第 1 項第 3 号及び規則第 31 条第 1 項第 5 号において、合成樹脂製のものを使用することは認められていないが、合成樹脂製の管及び管継手が次に掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、その使用を認めてもよいか。

1 合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成 13 年消防庁告示第 19 号）の第 3 第 1 号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

2 連結送水管又は連結散水設備の設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

3 地中埋設部分に設けること。

A 差し支えない。

◇令和 4 年 4 月 1 日追加